

次世代ネットワーク社会と著作権制度の検討に当たっては、「使用する人たちがたくさんになり」「使用する量も大量になる」ので著作物の使いやすさを求める声が最も大きかった。現在、知財推進本部を始めとして、あらゆるところで標榜されている「コンテンツ流通」と通じるところがある。

これについて、具体策として検討されたのが、集中管理、登録制度、裁定制度、制限規定である。中でも、広く社会的に効果あるものとして集中管理と登録制が論議された。集中管理といっても、その前提には集中管理団体への権利者の登録がなければならない。従って、ここでも登録がまずは問題となる。研究会で出た議論を元に、登録制度についての私的なメモを提示する。

#### < 1 > 方式主義と無方式主義

研究会では、すべて登録を要件として権利を認める方式主義採用の意見も検討されたが、最終的には、法的な義務付けをした登録制度については採用の必要はないというところで概ね一致した。概ねというのは、一人のメンバーが、これからのデジタル時代においては権利者も権利享受のためには努力すべきであり、自らの著作物についてデジタルデータを作成しデータベースとして公開するのは当然の責務であると主張されたからである。この主張においては、「当然の責務」というのが権利者の努力義務という意味なのか、法的な義務という意味なのか不明であった。

著作物の世界においては、経済的側面を考えても、新たな著作物が生まれ出てくる創造のサイクルの維持というのは基本的に必須のポイントである。名作や大ヒット作が出たら、その後はほとんど同分野においては作品が作られないという状況では、文化の発展はありえないし、コンテンツビジネスの展開も行き詰まってしまう。創造のサイクルを活発に維持するためには、できるだけ裾野が広いことが望まれる。広い裾野から様々な優れた作品が生まれてくることが期待できるからである。このためには、広い保護が望まれ、現在のように何ら登録をすることなしに著作物として保護される無方式主義が支持されることになる。登録を前提とした方式主義では、保護が狭くなり、著作物にかかわる人たちが制限されてしまうことにならざるをえない。

## ＜２＞ボランティアな登録制度

従って、著作物の使用を容易にするための登録制度というのはボランティアな登録制度ということになる。実際、市場に流通する著作物というのは、世の中にあまたある著作物の中でごくわずかにすぎない。一方で、媒体が多様になり、著作権者の側からすれば自らの著作物がどのような使われ方をされようとしているのか想像がつかないことすらある。こうした時代において、市場に流通する著作物について登録をしておいて、利用者が権利者に容易にアクセスできるということは双方にとってメリットがあり、ボランティアな登録制度自体は、制度設計と費用の捻出がうまくいけば十分に有効なものとして機能することが予想される。

ただし、ここで進化発展してゆくネットワーク社会における問題点として出てくるのは、どんどんと新たな著作物が発信されて行き、それがどの程度市場性があるか不明であること、並びに著作物をビジネスに利用する側が今迄では考えられない規模で大量に使用できるようになったため、市場性の低い（或いは、低くなってしまった）著作物についても利用を求めるようになったという２点である。前者では、何でも登録するようしておけばよいということになるかもしれないが、膨大な登録になった場合、検索しても必ずしも目的の著作物に簡単にヒットしないという事態が起こる恐れがある。しかも、それらの作品がほとんど無名である場合、利用者はどのように判別したらよいのか分からなくなるであろう。現在、ウェブサイト検索を行った場合、１万以上もヒットして目的を探すのに大汗をかくことは珍しくない。一方で、グーグルのように、過去の検索パターンに合わせて目的にヒットしやすくするような検索システムも登場しているが、これは逆に言えば、折角膨大な情報があるのに、自らの検索範囲をグーグルの方程式に合わせてさせられていることになる。

後者の場合、利用する側は、できるだけ広く浅く使ってその中から多売で利用を得ようとするが、オンデマンドでダウンロードされた場合のみロイヤリティが支払われる方式だと、極端な場合、登録の手間をかけても支払いは〇円ということもあり得るので、わざわざ登録するまでもないという権利者も出てくるであろう。このケース、権利を主張しない権利者の場合には、後付けで報酬さえ支払えばよいと言う考え方も出てこよう。一方で、大量使用が可能になったので可能になった“下手な鉄砲も数打てば当たる”式の商売に権利者がつきあわなければならないという理由はない、という反論もある。

### ＜ 3 ＞ 相続における登録

基本的に無方式主義を維持しながら、現在の問題点に対し何らかの形で法的強制力を持った登録制度を導入するとしたらどのようなものが考えられるか、という点からひとつのアイデアとして提起したのが相続における登録である。財産権としての著作権を相続するに際し、権利行使の条件として登録を要するものとする、という考え方である。権利そのものは保護期間が存続する限り無前提に存在するが、権利の行使にあたっては登録を要するという考え方である。

#### (1) このような考え方が合理的かもしれないと考えられる理由

- ・著作物が作者の努力により創作されたものである限り、特段の前提条件なしに作者が権利を享受できる（映画の著作物における作者の場合は条約上も国内法的にも例外となっている）のは当然としても、遺産相続者が権利を行使するにあたっては、一定の手続きを要することとしても特段不合理に当たらないのではないか。
- ・財産権である以上、例えば不動産の登録のように、相続するにあたって一定の手続きが必要であっても必ずしも不当とはいえないのではないか。
- ・著作権者不明、著作権者の所在不明というケースが問題となっており、今後そうしたケースが増えると思われるが、作者死亡後にこうした問題がより多く起こるので、相続人に関し登録を実質的に義務化することは問題の解決に寄与するところ大と考えられる。
- ・登録を必要とするのはあくまで権利行使の要件である。著作物のほとんどが作者死亡後利用されなかったり、経済上の価値を持たないことを考えると権利行使をする意思のある人が登録をすることによって所在並びに権利行使の意思を明確にすることは合理的と考えられる（著作権侵害は基本的に親告罪であり、権利者が当該侵害行為を問題と考えない限り刑事訴追の対象とはならない。当然、民事においては権利者が訴えを起こさない限り問題にはならない）。
- ・あくまで登録が権利行使の要件がある限りにおいては、作者の死後にその著作物の価値が出てきて相続人が権利行使をしたいと思った場合には、登録をすることによりその時点から権利行使をすることができる。
- ・相続人が複数にわたり、それが数回繰り返されることにより相続による権利者が百人を超えるケースも実際に起きている。登録代表者制をとるか、登録しているもののみが権利行使できるとすることにより権利クリアするための対象者数を無意味に増やさないですむ可能性がある。

(2) デメリット乃至は課題或いは留意点

- ・登録を権利行使の条件とすることは、無方式主義を前提とするベルヌ条約に抵触しないか。慎重な検討が必要である。
- ・死後直ちに相続人が登録できるわけではない。遺産分割協議書成立後の登録を考えると、死後一年後ぐらいが登録の当初期限となると思われるが、その間の取り扱いをどうするか。
- ・権利そのものは存続するところから、初期登録期限を過ぎても、登録しさえすれば権利行使できるようになる。登録以前については、権利が遡及しないことを前提としても、それまで権利行使が放棄されているとして当該著作物を利用していた利用者及び利用行為をどのように取り扱うか。
- ・法による強制力を前提とした登録制度は相当にコストがかかる。当該コストは法の強制力にかかわるものである以上国家負担となるものだが、それは税金により国民が負担するものである。このコストが合理的に見て容認できるものであるか。相続の登録制度により、本来権利行使するつもりのない著作物に対し、ひとつずつ許諾を求めるコストが軽減されるメリットはあり、社会総体としてのそれとのコスト比較は有り得る。とはいえ、著作権制度の目的に照らし、この登録のコストを国民に負担させることに基本的に問題はないか。著作者死後の著作物を許諾を得て使用しようとする国民は全体の中で少数派ではないかと思われる。
- ・最も留意すべきは人格権である。ここで問題にしているのは、財産権であるからこの制度が導入されたとしても人格権については今までと同様に親族等によって対応が可能である。従って、改変を伴う著作物利用をする際には現行と同様の対応が必要となる。さらに注意すべきは公表権である。未公表の著作物の公表にあたっては、登録をしていなくても、正当な相続人の承認が必要であることを改めて明確にしておくことが重要である。

以上